

コンビニ納付についてのQ&A

Q1. 納付する際に手数料はかかりますか。

A1. 手数料はかかりません。

Q2. コンビニで納められる時間帯は。

A2. 営業時間内であれば、土・日・祝日含めて、いつでも納められます。

Q3. 納付書が1枚ずつになるのはどうして。

A3. 全国どこのコンビニでも取扱ができるように企画が統一されており、ブック式（冊子式）タイプの納付書は取扱できませんので、1枚ずつの様式に変更になりました。紛失しないようご注意ください。

Q4. 納め忘れの市税をコンビニで納めたいのですが。

A4. 納付書を再発行しますので、収納課までご連絡ください。

Q5. 第1期分を納めるところ、間違って第2期分を納めてしまいました。どうすればよいですか。

A5. 第2期分として収納されます。第1期分は未納扱いとなりますので、至急第1期分を納めてください。

Q6. コンビニ対応の納付書は、コンビニ以外では使えないのですか。

A6. これまでどおり金融機関等で納付できます。

Q7. コンビニで納めた後、納税証明がすぐに必要になりました。どうすればよいですか。

A7. 領収証書と身分証明書をお持ちいただき、市の窓口までお越しください。納付されてから入金確認ができるまで2週間程度かかるためです。

Q8. 持っている納付書にバーコードがありませんが、コンビニで納められますか。

A8. バーコードが印刷されていない納付書は、コンビニでは納められません。金融機関等の窓口で納めてください。防犯上の理由から、「納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているものについては取扱を行わない」旨コンビニ各社が取り決めしています。そのため、30万円を超える納付書にはバーコードを印刷していません。